

受 監 第 3 6 号

平成 2 0 年 9 月 1 日

倉吉市長 長谷川 稔 様

倉吉市監査委員 後 谷 博

倉吉市監査委員 松 井 幹 雄

倉吉市監査委員 瀬 尾 学

平成 1 9 年度倉吉市の決算に係る健全化判断比率及び  
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 1 9 年度倉吉市の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査の結果を別紙のとおり意見を付けて提出します。

# 平成19年度 健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成20年8月6日から平成20年8月25日まで

## 第3 審査の方法

審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかどうか、関係職員から説明を受け実施した。

提出された書類については、計数の分析を行うとともに、算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき作成され、健全化判断比率が適正に算出されているかどうかについて審査した。

## 第4 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率は、下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、健全化判断比率は正確であると認められる。

記

(単位：%)

項目	健全化判断比率	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	—	12.83	
連結実質赤字比率	—	17.83	
実質公債費比率	20.2	25.0	
将来負担比率	137.4	350.0	

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率」又は「連結実質赤字比率」は「—」で表示となる。

# 平成19年度 資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成20年8月6日から平成20年8月25日まで

## 第3 審査の方法

審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかどうか、関係職員から説明を受け実施した。

提出された書類については、計数の分析を行うとともに、算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づき作成され、資金不足比率が適正に算出されているかについて審査した。

## 第4 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率は、下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、資金不足比率は正確であると認められる。

記

(単位:%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業	—	20.0	
簡易水道事業	—		
下水道事業	—		
集落排水事業	—		
温泉配湯事業	—		
国民宿舎事業	—		

※資金不足が生じない場合は、「資金不足比率」は「—」で表示となる。